

1 審査会の結論

四日市市長（以下「実施機関」という。）が、平成29年10月25日付け総務第88号で行った「平成29年度第2回及び第3回四日市市情報公開・個人情報保護審査会（今村議長）議事録、平成29年度第2回及び第3回四日市市情報公開・個人情報保護審査会（今村議長）事項書並びに同審査会にて配布した資料一式」に関する個人情報開示決定は、妥当である。

2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、審査請求人（以下「請求人」という。）が四日市市個人情報保護条例（平成11年四日市市条例第25号。以下「条例」という。）に基づいて平成29年10月11日付けで行った個人情報の開示請求に対し、実施機関が平成29年10月25日付けで行った個人情報開示決定について、本来開示対象とすべき個人情報の一部を対象としないまま決定されているとして、これを不服としてこれを取消すとともに、それらの情報を対象に含めた開示決定を求めるものである。

3 請求人の主張要旨

請求人が審査請求書、反論書、追加意見書兼反論書及び口頭による意見陳述で主張した内容の要旨は、次のとおりである。

- (1) 開示を求めている文書は、「平成28年8月12日付け総務第68号及び第72号で四日市市長が行った行政情報不存在決定に対して私（請求人）が行った審査請求に対して実施された全ての四日市市情報公開審査会の議事録及び情報公開審査会の審査に関わる一切の行政情報に関して個人情報を請求させていただきます。又、議事録以外に当日の審査会に備えて審査会の委員の方々に事前に配布されたり、当日配付されたり、会議後に配布されたり、審査に関連する配布資料」である。
- (2) 開示された議事録では、肝心の決定に関する経緯の部分が開示されていない。実施機関のミスだと思われるため、その部分の追加開示を求める。
- (3) 仮に、開示された議事録が作成された議事録の全てであるとする、結論に至

る過程が適切に記録されていないという点で、議事録の作成が適正でない。

- (4) 情報公開審査会の審査に関わる一切の行政情報の開示を請求しているため、会議録作成の為に審査会のやり取りを録音したデータは、開示対象となるはずである。
- (5) ICレコーダーの録音データは行政情報に該当する。他の区市町村においても行政情報として扱われている。

4 実施機関の主張要旨

実施機関が弁明書及び口頭による意見陳述で主張した内容の要旨は、次のとおりである。

- (1) 情報公開条例及び個人情報保護条例では、審査会の議事録作成方法について特段の規定はなく、また、議事録作成の趣旨は前回の審査会で行われた論点整理や審議内容の確認を目的とするものであり、審査会の会議内容をすべて正確に反訳することではない。実際の運用上も、審査会の冒頭にて、審査会委員が議事録の内容について確認をした上で、議事録を確定させ、前回の審査会での審議内容を踏まえ、当日の審議を行っているところである。
- (2) 審査会では、事務局の職員がICレコーダーにより会議の録音をしているが、その目的は、次回以降の審査会での審議のために、論点の整理や参考資料の用意、答申案の作成の際に当該職員が録音記録を適宜利用し、記憶を喚起し、審議内容を把握するためである。そのため、会議の録音記録は、職員の個人的な検討段階のメモに類似するものであり、情報公開条例や個人情報保護条例の対象となる行政情報又は公文書に該当せず、ICレコーダー上のデータは適宜削除し、録音記録を基に議事録が作成された時点で、パソコン上のデータも削除している。
- (3) 審査会の議事録及び録音データについては上記のとおりであり、開示した情報が開示対象の全てであるため、実施機関の開示は適法かつ適正である。

5 審査会の判断

(1) 基本的な考え方

条例の目的は、個人情報の適正な取り扱いに関し、必要な事項を定めるとともに、市が保有する個人情報の開示等を請求する権利につき定めること等により、個人の権利利益の侵害の防止を図り、もって基本的人権の擁護及び公正で民主的

な市政を実現するというものである。

したがって、当審査会における具体的事案の審理に際しては、個人情報保護の趣旨を尊重し、条例を厳正に解釈して、審議するものである。そして、当審査会は、請求人及び実施機関の主張を具体的に検討した結果、次のとおり判断する。

(2) 議事録について

請求人は、議事録の全部が開示されていない旨を主張しているため、当審査会では、実施機関に対し議事録の作成及び管理について説明を求め、議事録の管理状況について確認を行った。その結果、実施機関が作成し保管している議事録は、開示されたものが全てであることが確認でき、それらについての実施機関の説明に不合理な点は見受けられなかった。

次に、請求人は、開示された議事録が作成された全てであるとする、議事録の作成が適正ではない旨の主張をしている。議事録は適正に作成されるべきであるという一般論において、当審査会は請求人の主張に同意するものであり、会議出席者以外の者が読んで疑問を覚えるような議事録の作成に問題がないわけではない。しかし、個々の会議の内容をどの程度詳細に記述するかについては、会議の種類、内容、議事録を作成する目的等に応じて異なるものであり、個人情報の開示・不開示に係る審査を行う当審査会において、作成された議事録の内容についてその適否を判断することは適当でないと考える。

(3) 録音記録について

請求人は、開示を求めた「情報公開審査会の審査に関わる一切の行政情報」のなかに審査会の録音記録が含まれるところ、これらの情報が開示されていない旨主張している。これに対し、実施機関は、録音記録は個人のメモであり、公文書には該当しないため開示の対象とならないこと、また、録音記録は議事録が作成された時点で削除しており、本件録音記録についても既に存在しない旨の主張をしている。

まず、本件録音記録は、実施機関において既に消去され、存在しないとの説明につき、それ以上の事実を確認することはできなかった。

もっとも、録音記録は個人のメモであるとする実施機関の主張について、当審査会としては、これを是認できるものではない。本件録音記録は、実施機関の所有する録音機を用いて職務の一環として録音されており、議事録作成のため実施機関の職員が組織的に用いることが予定されていた情報とみるべきである。した

がって、録音記録は、条例第2条第4号に規定する公文書に該当すると解釈すべきであり、実施機関においてはこれまでの解釈をあらため、今後、同種の録音記録については公文書として位置付け、それに見合った保存及び管理を行うべきであるとする。

(4) 結論

以上のことから、請求人が主張する「開示されていない議事録」及び「録音記録」はともに存在せず、実施機関は、開示決定時点において対象となる個人情報の全てを開示したものと認められることから、「1 審査会の結論」のように判断する。

6 審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
平成30年 4月16日	・ 諮問書受理
平成30年 4月25日	・ 審査請求人から口頭意見陳述申出書を受理
平成30年 6月28日	・ 実施機関の口頭による意見陳述及び審議 (平成30年度第1回審査会合議体)
平成30年 8月 2日	・ 審査請求人の口頭による意見陳述及び審議 (平成30年度第2回審査会合議体)
平成30年10月 2日	・ 審議 (平成30年度第3回審査会合議体)
平成30年11月 5日	・ 審査請求人から追加意見書兼反論書を受理
平成30年11月 6日	・ 審議 (平成30年度第4回審査会合議体)
平成30年12月19日	・ 答申

経緯 (参考)

平成29年10月11日 個人情報開示請求
 平成29年10月25日 個人情報開示決定
 平成30年 2月 5日 審査請求
 平成30年 2月19日 補正書
 平成30年 3月 9日 弁明書
 平成30年 3月26日 反論書